

平成 19 年 6 月 29 日

環境省自然環境局

事故後の取組状況（概要）

1. 都道府県に対する緊急措置依頼

東京都渋谷区の温泉採取施設において爆発死亡事故が発生したことに鑑み、温泉を利用する事業者等に対し注意を促すとともに、安全管理の実態を把握するため、平成 19 年 6 月 20 日、別添①「温泉の採取場所等における可燃性ガスによる事故防止のための緊急対応について」のとおり、都道府県知事宛て通知した。

（概要）

- 可燃性ガスのゆう出が考えられる温泉を採取する事業者等に対し、関係する設備の安全点検を実施するよう促すこと。
- 特に、可燃性ガスが多く埋蔵している地域にある源泉については、安全設備の設置の有無等の聞取調査を行うこと。（調査結果報告：7 月 6 日締切）

2. 温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議の設置

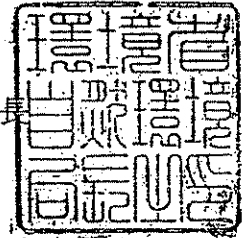
温泉のゆう出に伴い発生する可燃性天然ガス等に対する安全対策について、関係省庁間の緊密な連携（意見交換、情報共有、その他）を図ることを目的として、「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議」が設置された。（5 省庁共同開催）（別添②）

（第 1 回連絡会議は、平成 19 年 6 月 28 日（木）に開催され、それぞれの省庁の取組に関する情報交換などが行われた。）

平成19年 6月20日
環自総発第 070620002 号

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長



温泉の採取場所等における可燃性ガスによる事故防止のための緊急対応について

各都道府県におかれましては、日頃より温泉の保護と利用の適正に向けた取組に御尽力いただいているところですが、御承知のとおり、去る6月19日、東京都渋谷区の温泉採取施設において爆発死亡事故が発生しました。その原因については、現在のところ明らかではありませんが、温泉に付随してゆう出する可燃性ガスに由来している可能性が報じられているところであります。

そのような状況を踏まえ、当面の緊急対応として、貴職におかれては、下記の対策を実施していただくようお願いいたします。

記

1. 貴管内において可燃性ガスを含む可能性がある温泉を採取する事業者等に対し、可燃性ガスによる事故に対する注意を喚起するとともに、関係する設備の安全点検の実施を促していただきたい。
2. 特に、可燃性ガスが多く埋蔵している地域にある源泉（※1）については、井戸の設置状況、安全設備の設置の有無等の聞取調査（※2）を行い、その結果を7月6日（金）までに報告いただきたい。

（※1）例えば、①その地域にガス田が存在する旨の文献が存在する場合、②その地域の温泉の多くに可燃性ガスが含まれている場合、③その地域の温泉で可燃性ガス対策を行うことが一般的である場合、等が含まれるものとする。

（※2）調査項目の参考として、別添の東京都が用いた調査票を添付する。

＜別添＞参考調査票

担当

年月日	平成 19 年 月 日
温泉名	電話
担当者名	
Q 1 あなたの井戸及び機械室はどこに設置されていますか？ 建屋内の①地下室、②地上階、③屋外に設置された建屋、④完全な屋外	
Q 2 建屋内に設置されている場合、どのような換気対策を行っていますか？ ①自然換気（窓、ドア）、②換気扇等換気装置	
Q 3 温泉中のメタンガスを調査したことがありますか？ ①ある、②ない	
Q 4 メタンガスは含まれていましたか？ ①含まれていた、②含まれていない	
Q 5 セパレーターを設置していますか？ ①ある、②ない	
Q 6 井戸周辺のメタンガスを定期的に調査していますか？ ①いる、②いない	
Q 7 ガスセンサーを設置していますか？ ①いる、②いない	

温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議の設置について

平成19年6月27日

1. 平成19年6月19日に東京都渋谷区の温泉の採取場所において爆発事故が発生したことを受け、温泉のゆう出に伴い発生する可燃性天然ガス等に対する安全対策について、関係省庁間の緊密な連携を図るため、「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。

議 長	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官
構成員	総務省消防庁予防課長
	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
	経済産業省原子力安全・保安院鉱山保安課長
	国土交通省住宅局建築指導課長
3. 会議においては、以下のことを行うこととする。
 - (1) 温泉のゆう出に伴い発生する可燃性天然ガス等に対する安全対策のあり方に関する意見交換
 - (2) 関係省庁が有している安全対策の検討のために必要な情報の共有
 - (3) その他必要な事項
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 会議の下に、構成員の所属する課室の担当者からなる幹事会を置く。
6. 会議の庶務は、環境省において処理する。